こども MIRAI 基金きしわだ 設置要領

（目的及び設置）
第１条 岸和田のまちの未来をつくるこどもたちが孤立せず、地域のつながりの中で健やかに育つことができるよう、「こども MIRAI 基金きしわだ」（以下「基金」という。）を設置する。

（事業）
第２条 基金は、前条の目的を達成するため、岸和田市内に活動拠点を置き、こども支援や子育て支援等の事業を行う市民活動団体に対して助成を行う。

（運営委員会）
第３条 基金の運営に関する事項を協議、決定するため、「岸和田こども MIRAI 基金運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を設置する。
２ 運営委員会は、岸和田市内に拠点を置いている、または岸和田市内を営業エリアとする事業者の有志および、福祉分野、商工分野における中間支援機関、市民活動実践者の代表からなる別紙 運営委員会名簿に掲げる委員で組織する。
３ 委員の任期は２年間とする。ただし再任を妨げない。
４ 委員について、組織の代表者を変更したときは、速やかに委員長に届け、その届出の日をもって、変更後の代表者を新たな委員とする。この場合において、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員）
第 4 条 運営委員会に、次の役員を置く。
（１）委員長 1 名
（２）副委員長 2 名程度
（３）監事 2 名（うち１名は委員を兼ねることができる）
２ 役員は、運営委員会において委員の協議により選任する。

（役員の職務等）
第 5 条 委員長は、運営委員会を代表し、基金の事業を総括する。
２ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務代理者となる。この場合において、職務代理者は、委員に対して速やかにその旨を通知する。
３ 監事は、基金の事業及び会計を監査する。

（役員の任期）
第６条 役員の任期は 2 年とし、選任の日から次期役員の選任にかかる委員会の日までとする。ただし再任を妨げない。
２ 役員である委員に事故があるとき、または欠けたときは、速やかに当該組織から委員長に届けなければならない。
３ 前項の届出があったときは、新たな役員について、運営委員会で協議の上選任するものとす
る。この場合において、後任の役員の任期については前任者の残任期間とする。

（企業サポーター）
第７条 基金の趣旨に賛同し、企業の保有する資源を活用して寄付や広報協力等を行う事業者については、「企業サポーター」として基金に協力することができる。協力に際しては、別途申込フォームまたは申込書に必要事項を入力し、事務局は内容を確認の上、必要に応じて運営委員会に諮り、協力の受け入れについて決定するものとする。
2 企業サポーターについては、会計年度ごとに協力の可否を検討することができる。
3 企業サポーターについては、別途定める条件を満たさないと認められることが判明した場合、及び申込の際の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、運営委員会で協議の上対応を決定し、催告なしで企業サポーター名簿から削除されても一切の異議を申し立てないものとする。すでに寄付金を納入済みの場合は、寄付金は返還するものとする。

（パートナー団体）
第８条 基金の趣旨に沿った活動を実施する市民活動団体は、公募の上、運営委員会による審査を経て、「パートナー団体」として基金に登録することができる。
2 パートナー団体は、基金からの助成を受けた活動について、定期的に報告を行い、活動内容については基金のウェブページ等を通じて公表するものとする。

（基金の管理および会計）
第９条 基金への寄付金については、岸和田市社会福祉協議会（以下、「岸和田市社協」という。）で受付、管理するものとする。岸和田市社協においては、基金の収入支出を明らかにするため基金出納簿を備え、基金の出納状況を記録するものとする。岸和田市社協は、基金への寄付金について、基金の運営にかかる使途以外には活用しないものとする。
２ 基金の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（報告）
第 10 条 基金の活用方法及び収支決算については、運営委員会にて協議、承認する。

（事務局）
第 11 条 運営委員会に事務局を置き、この会の運営に必要な事務および連絡調整を担当するものとする。

（その他）
第 12 条 この要領に定めるほか、必要な事項は、事務局が運営委員会に諮って、定める。

附 則
この要領は、２０２３年８月４日から施行する。

こどもＭＩＲＡＩ基金きしわだ設置要領第７条３項について

第７条３項

法人サポーターについては、当基金運営委員会が別途定める条件に該当すると認めた場合、及び申し込みの際の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで除名されても一切の意義を申し立てないものとする。すでに寄付金を納入した後に除名する場合は、寄付金は返還するものとする。

第７条３項の別途定める条件

（１）　暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる（以下、「反社会的勢力」という）法人及び個人事業者でないこと。

（２）　前記法人の役員（代表取締役、取締役、業務執行役員及びこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。

（３）　反社会的勢力に法人及び個人事業者の名義を利用させて、申し込み等をするものでないこと。

（４）　法人あるいは個人事業主の事業内容、活動等が社会的相当性を欠くものでないこと